

## 平成十一年法律第三十二号

## 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録（第三条―第八条）
- 第三章 会計の整理（第九条）
- 第四章 監督（第十条―第十三条）
- 第五章 雑則（第十四条―第十七条）
- 第六章 罰則（第十八条―第二十三条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、金融業者がその貸付業務のために行う社債の発行等による貸付資金の受入れに関し、社債の購入者等の保護に資するため、社債の発行等による貸付資金の受入れをする金融業者について、一定の財産的基礎等を要件とする登録制度を実施するとともに、その貸付状況等を明確に表示するための会計の整理を義務付ける措置を定めることを目的とする。

## （定義）

- 第二条 この法律において「金融業者」とは、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者その他の金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下同じ。）を業として行う者で政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「金融会社等」とは、法人である金融業者をいう。
- 3 この法律において「特定金融会社等」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

## 第二章 登録

## （登録）

第三条 金融業者は、内閣総理大臣の登録を受けた金融会社等でなければ、社債の発行その他の政令で定める方法（以下「社債の発行等」という。）による貸付資金の受入れをしてはならない。

## （登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする金融会社等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
  - 二 資本金又は出資の額
  - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

## （登録の実施）

第五条 内閣総理大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定金融会社等登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

## （登録の拒否）

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 金融会社等に該当しない者
- 二 資本金又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等
- 三 金銭の貸付けに係る業務を政令で定める基準に達しない人的構成により行う金融会社等
- 四 第十一条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない金融会社等

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

## （変更の届出）

第七条 特定金融会社等は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

## （廃止の届出等）

第八条 特定金融会社等が、第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は社債の発行等による貸付資金の受入れをやめたときは、その特定金融会社等であつた法人を代表する役員その他の政令で定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 特定金融会社等が第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は特定金融会社等から社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた旨の届出があつたときは、当該特定金融会社等の第三条の登録は、その効力を失う。

## 第三章 会計の整理

第九条 特定金融会社等は、内閣府令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領に従い、その会計を整理しなければならない。

2 前項に規定する内閣府令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領は、特定金融会社等の金銭の貸付け及び社債の発行等の状況を明確に表示することとなるものでなければならない。

## 第四章 監督

## （報告の徴収）

第十条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

## （登録の取消し等）

第十一条 内閣総理大臣は、特定金融会社等が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて社債の発行等による貸付資金の受入れの停止を命ずることができる。

- 一 第六条第一項第二号又は第三号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。
- 四 貸金業法その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

2 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の前所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等から申出がないときは、当該特定金融会社等の第三条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

